

わた SHIGA 輝く国スポ甲賀市弁当調達要項

1 趣旨

この要項は、「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ甲賀市宿泊基本計画」に基づき、わた SHIGA 輝く国スポ（以下「大会」という。）に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者（以下「大会参加者等」という。）に提供する弁当の調達について必要な事項を定める。

2 実施方法

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ甲賀市実行委員会（以下「市実行委員会」という。）は、関係機関・団体等の協力を得て、大会参加者等の弁当調達業務を実施する。

3 対象及び調達期間

- （１）対象は、選手・監督、視察員及び報道員等（以下「選手・監督等」という。）のうち弁当を希望するもの並びに競技役員、競技補助員、競技会補助員等（以下「役員等」という。）を対象とする。
- （２）弁当調達期間は、選手・監督等については大会開催期間（公式練習日を含む。）、役員等については大会業務に従事する期間とする。

4 弁当調製施設の指定及び取消し

- （１）弁当調製施設については、滋賀県健康医療福祉部生活衛生課及び関係する保健所等の協力を得て、次に掲げる事項を満たす弁当調製施設から市実行委員会宿泊衛生専門委員会に設置する弁当部会において選定し、市実行委員会が指定する。
 - ア 食品衛生法に基づく営業許可を有し、食品衛生関係法令等に基づき、HACCP に沿った適切な衛生管理に取り組んでいること。
 - イ 弁当調製能力が、弁当調製施設の規模や従業員数等に見合ったものであること。
 - ウ 競技会の運営に合わせた受注、搬入および廃棄容器の回収ができること。
 - エ 市実行委員会が定めた弁当料金、容器、献立等に対応できること。
- （２）弁当調製施設の選定に係る具体的な基準等については、市実行委員会が別に定める。
- （３）市実行委員会は前項の規定により弁当調製施設を指定するときは、弁当調製施設指定書（様式第１号）を交付する。
- （４）市実行委員会は、指定した弁当調製施設が次のいずれかに該当するときは、その指定を取消すことができる。
 - ア 食品衛生管理法令等に基づく許可の取消し、営業の全部または一部の禁止若しくは期間を定めて停止処分を受けたとき。

- イ 食品衛生関係法令等に基づく改善命令及び指導に速やかに従わないとき。
 - ウ 弁当調製業務を第三者に委託したとき。
 - エ その他、市実行委員会が不適当と認めたとき。
- (5) 市実行委員会は前項の規定により指定した弁当調製施設の指定を取り消すときは、弁当調製施設指定取消書（様式第2号）を交付する。

5 弁当の料金

弁当の料金は、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会が定める「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ弁当調達要項」に準じて、市実行委員会が定める。

6 弁当引換所の設置及び運営

市実行委員会は、弁当引換所を競技会場に設置し、衛生上の安全確保に配慮した適切な運営を行う。

7 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、弁当調達業務に関して必要な事項は別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会における弁当調達業務についても、必要に応じてこの要項を準用する。

附 則

この要項は、令和6年2月9日から施行する。

(様式第 1 号)

弁当調製施設指定書

様

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ
甲賀市実行委員会
会長

わた SHIGA 輝く国スポにおける弁当調製施設として下記のとおり指定します。

記

施設名	
所在地	
代表者名	
適用期間	

(様式第 2 号)

弁当調製施設指定取消書

様

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ
甲賀市実行委員会
会長

わた SHIGA 輝く国スポにおける弁当調製施設の指定を、次の事由（理由）により取り消します。

指定取消事由 (理由)	
----------------	--